



2025 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 児玉化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 北村 以知雄
(コード：4 2 2 2、東証スタンダード)
問合せ先 経理財務部長 杉崎 浩一
(TEL. 050-3645-0121)

譲渡制限付株式を用いた報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直し等を行い、当社の業務執行取締役及び一定の職位以上の従業員並びに当社子会社の一定の職位以上の役職員を対象とした譲渡制限付株式を用いた新たな株式報酬制度の導入に関する決議を行いました。これらのうち、当社の業務執行取締役を対象とした制度（以下「本制度」といいます。）について、2025 年 6 月 26 日開催予定の第 98 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、本制度の導入に関する議案（以下「本議案」といいます。）を付議することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度の導入目的及び条件

(1) 本制度の導入目的

本制度は、信託型株式報酬制度に代えて、業務執行取締役を対象として導入するものであり、業務執行取締役の報酬と当社の企業価値との連動をより明確にすることを通じて、業務執行取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、業務執行取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、業務執行取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額は、2015 年 6 月 26 日開催の第 88 回定時株主総会において、年額 1 億 3 千万円以内とすることをご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、業務執行取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度では、制度の対象となる業務執行取締役に対して金銭報酬債権を付与し、株式発行又は自己株式処分に際してこれを現物出資させることで、当社普通株式を取得させます。

また、引受けを行う契約において、制度の対象となる業務執行取締役が取得する株式について、譲渡制限及び当社による無償取得事由を定めます。

(1) 本制度の対象者

本制度の対象者は、業務執行取締役とします。

(2) 本制度において付与される金銭報酬債権の金額

本制度において付与される金銭報酬債権の金額は、本制度の対象者全員に対して総額で 1 年あたり 2 千万円を上限とします。

なお、本制度の対象者毎の個別金額、具体的な支給時期・条件は、指名報酬委員会への諮問と答申を経て取締役会で決定します。

(3) 本制度の対象者に割り当てる株式の種類

本制度の対象者に対して割り当てる当社株式の種類は普通株式とします。なお、本制度の対象者との間に引受けを行う契約を締結するものとし、当該契約において、譲渡制限及び当社による無償取得事由を定めます。

(4) 本制度の対象者に割り当てる株式の総数

本制度の対象者に対して割り当てる当社株式の総数は、本制度の対象者全員に対して1年あたり50,000株を上限とします。

ただし、本議案が承認された日以降で、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、合理的な範囲で調整します。

(5) 本制度における株式の割当方法

本制度において株式を割り当てる方法は、株式の発行又は自己株式の処分のいずれかの方法で行います。

(6) 本制度における株式の引受けに際しての出資の履行の方法

本制度における株式の引受けに際しての出資の履行の方法は、(2)に記載する金銭報酬債権の現物出資とします。

(7) 本制度における株式の引受けに際しての払込金額

募集株式の1株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式の割当てに関する取締役会決議の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とします。）を参考として、本制度の対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会の決議により決定します。

(8) 本制度に基づき取得した当社株式に対する譲渡制限

本制度では、当社と本制度の対象者との間で締結する引受けを行う契約において、割当日から本制度の対象者が業務執行取締役の地位を退任する（退任と同時に再任する場合を除きます。）日以降、契約で定める日までの期間、本制度に基づいて本制度の対象者が取得した当社株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止することを定めます。

(9) 当社による本制度に基づき取得した当社株式の無償取得

本制度では、当社と本制度の対象者との間で締結する引受けを行う契約において、譲渡制限期間中に、本制度の対象者について、在任中の不正行為の発覚その他本制度の趣旨又は目的に照らして本制度の対象者の本制度に基づく当社株式の取得が適当ではないと当社取締役会が判断する事由が生じる場合は、当社が本制度に基づき本制度の対象者が取得した当社株式の全部又は一部を無償取得することを定めます。

(10) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が会社法その他法令の定めに従い当社の株主総会又は取締役会で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間満了日より前に到来するときに限ります。）であって、当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた本制度の対象者が当社の業務執行取締役の地位からも退任又は退職することとなるときは、当社株主総会取締役会の決議により、組織再編等の効力発生日に先立ち本制度に基づき本制度の対象者が取得した当社株式の全部の譲渡制限を解除します。

3. その他

本株主総会において本議案のご承認をいただいた場合、当社の一定職位以上の従業員を対象として本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。また、当社の子会社である柳河精機株式会社及び株式会社ダイヤメットにおいても、一定職位以上の役職員を対象として本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。なお、当社の子会社での導入については、導入のために会社法その他法令及び会社の内部規範により求められる手続が行われることを条件とします。

なお、本日時点で、本年度に当社の業務執行取締役及び一定の職位以上の従業員並びに当社子会社の一定の職位以上の役職員に対して付与を予定している譲渡制限付株式報酬について、その払込金額の総額として合理的に見込まれる額は7千万円程度となります。